

インフルエンザ予防接種のお知らせ

インフルエンザとは、インフルエンザウイルスに感染することにより起こる病気です。

症状は、普通の風邪に比べて高い熱が出たり、関節痛や筋肉痛が出たりします。高齢者や慢性疾患の人は、気管支炎や肺炎などの合併症を起こし重症化することもあります。流行前に予防接種を受けてインフルエンザを予防しましょう。



※下記の対象者は、1,500円で予防接種を受けることができます。

◆**対象者**：飯塚市に住民票のある人で、次の①または②に該当する人

①接種日現在65歳以上の人

②接種日現在60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓または呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活を極度に制限される人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがあり日常生活がほとんど不可能な人(身体障がい者手帳1級程度)

◆**接種期間**：令和5年10月1日(日)～12月30日(土)

◆**接種の場所**：県内の予防接種実施医療機関(要予約)

※実施医療機関については、かかりつけの医療機関に確認されるか、感染症対策室にお問合せください。また、飯塚市ホームページにも掲載しています。



飯塚市
ホームページ

◆**接種回数**：1回のみ(接種期間内において)

◆**接種料金(自己負担金)**：1,500円(医療機関の窓口でお支払いください。)

◆**持っていくもの**：住所・年齢が確認できるもの(健康保険証・運転免許証・マイナンバーカードなど)

◆**接種料金の免除について**：対象者のうち下記の人、接種料金(個人負担金)が免除(無料)になりますので必要書類を医療機関の受付に提示してください。提示せずに、接種した場合の接種料金(自己負担金)については、市は払い戻しできません。

接種料金免除の対象者	接種料金免除のために必要な書類
生活保護世帯	医療カード
市民税非課税世帯 (世帯全員が該当する場合のみ)	非課税世帯証明書 (令和5年1月1日現在の住所地で発行)

非課税世帯証明書の発行について 本庁市民課または各支所市民窓口課で発行します。(無料)

◆**非課税世帯証明書発行に必要なもの**

(1) 本人または同居の親族が申請する場合

窓口に来る人の本人確認書類(健康保険証・運転免許証・マイナンバーカードなど)

(2) 上記以外の人、申請する場合

窓口に来る人の本人確認書類(健康保険証・運転免許証・マイナンバーカードなど)・本人からの委任状

※対象者の②に該当する人で「身体障がい者手帳1級」をお持ちの人はご持参ください。

新型コロナ予防接種とインフルエンザ予防接種は同時接種が認められています。

同時接種を希望する際は、医療機関にご相談ください。

●お問合せ 感染症対策室(穂波支所) (☎内線2165・2166)